

基本計画で定められている各人権課題の今後のあり方

部落差別にかかわる人権
部落差別をなくすための学習の推進や、情報モラル※1教育の推進など
女性の人権
固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発や、女性が安心して暮らせる環境づくりなど
子どもの人権
いじめ・虐待・不登校などの未然防止および早期発見に向けた取組など
高齢者の人権
培ってきた知識や経験を生かした社会参加と世代間交流の推進など
障がい者の人権
合理的配慮の提供や障がい者が安全安心に暮らせる環境づくりなど
外国人の人権
日本語教育や学習支援の充実、相談体制の充実など
その他の人権課題
LGBT※2などの性的少数者、HIV感染者などの人権を守る教育・啓発など

※1情報モラル：情報化社会で適切に活動するための倫理。
※2LGBT：性的少数者（セクシャルマイノリティ）の総称の一つ。



近年、インターネット上で、被差別部落や在日韓国・朝鮮人などに対する差別を助長・拡散する書き込みが目立ちます。また、新型コロナウイルス感染症による混乱の中では、感染者、医療従事者やそのご家族などに対する誹謗中傷や個人を攻撃するような書き込みが大きな問題になっていきます。

「子どもの人権110番」強化月間

いじめ、体罰、児童虐待など、子どもをめぐるさまざまな人権問題について、電話で相談を受付けます。（無料）

8月28日(金)～9月3日(木)
午前8時30分～午後7時
(土・日:午前10時～午後5時)

☎0120-007-110 ※秘密厳守

▼担当者 人権擁護委員、法務局職員

☎ 神戸地方法務局人権擁護課

☎ 078-392-1821(内線345)

市の役割
条例では「すべての人々の人権が尊重され、明るく住みよいまち三木市」をつくるために、市と市民の役割が定められています。市では基本計画を策定し、7年間の基本計画をたて、毎年具体的に実施する事業を定めています。さまざまな人権課題の解決に向け、令和2年度は各所属の相談体

市民の役割
市の充実や市職員、教職員への研修の充実など実施計画を定めていきます。
市民の役割は自治会が中心になり、DVDの内容についての意見交換や、身近な人権をテーマに気軽に話し合うなど、毎年開催され



すべての人々の人権が尊重されるまちづくり

イラスト こゆり

問 (市)人権推進課 ☎82-8388

三木市人権尊重のまちづくり条例

目的	あらゆる人権に関する問題の解決への取組を推進し、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ること
市の役割	市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざして、 ○効果的な人権教育と人権啓発の推進を図る ○人権尊重に関する施策を積極的に推進する
市民の役割	○相互に基本的な人権を尊重する ○自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努める

今年度は「知る」と答えた方は約37%でした。

今年度は平成13年1月1日に県内の市で最初となる人権条例「三木市人権尊重のまちづくり条例」が施行されて20年を迎える節目の年です。

「三木市人権尊重のまちづくり条例」を存じますか？

施行後20年がたち、今もなお、他市町からも参考にされている条例です。しかしながら、平成28年に実施した「三木市人権に関する市民意識調査」でこの条例を「知っている」と答えた方は約37%でした。



平成30年に策定した三木市人権尊重のまちづくり基本計画(第3次)

市と三木市人権・同和教育協議会は人権啓発資料の配布や回覧などに加え、今後ホームページで研修資料や動画を配信し、気軽に学べる機会を充実させます。

インターネット上にあふれている情報を鵜呑みにするのはなく、正しい事と間違った事をきちんと判断することが大切です。みんなが関心をもって市全体で差別をなくそうと取り組まなければ、「一人ひとりの人権が尊重されるまち三木市」は実現しません。そのためにもインターネット上で行われている差別なども他人事ではなく自分の事として受け止め、住民学習に参加して正しい知識を学び、人権意識の向上に努めましょう。